

不動産特定共同事業の業務管理者としての能力審査・証明事業

(不動産特定共同事業法第17条第1項、同法施行規則第17条第1項第3号)

(1) 指定・登録基準

不動産特定共同事業法施行規則

(業務管理者の要件等)

第17条第1項第3号

次に掲げる法人の行う事業であって、不動産特定共同事業の業務に関し3年以上の実務の経験を有する者と同等以上の能力を有すると認められることを証明するものとして国土交通大臣が定めるものの証明を受けた者

不動産特定共同事業の業務管理者としての能力の審査・証明事業認定規程（平成11年建設省告示第2044号、以下「認定規程」という）第3条

公益財団法人 不動産流通近代化センター

- ・ 審査・証明事業が特定の企業又は事業のみを利することとならないものであり、かつ、その実施に関し十分な社会的信用を得られる見込みを有するものであること。
 - ・ 審査等の範囲及び審査規準が明確かつ適切なものであること。
 - ・ 審査等が毎年1回以上実施されるものであること。
- 合格者の登録、その知識及び技術の維持並びに税理士法、弁護士法等の関連する資格士に関する法令（以下「関連資格士法令」という）についての周知のための措置が適切に講じられているものであること。
- ・ 合格者に特別の称号を付与するものでないこと。
- 登録者が、関連資格士法令に違反した場合その他不動産特定共同事業に関し不正又は著しく
- ・ 不当な行為をした場合における登録抹消のための審査手続きが適切に定められているものであること。

財団法人 日本ビルヂング経営センター

- ・ 審査・証明事業が特定の企業又は事業のみを利することとならないものであり、かつ、その実施に関し十分な社会的信用を得られる見込みを有するものであること。
 - ・ 審査等の範囲及び審査規準が明確かつ適切なものであること。
 - ・ 審査等が毎年1回以上実施されるものであること。
- 合格者の登録並びにその知識及び技術の維持のための措置が適切に講じられているものであること。
- 登録者が、関連資格士法令に違反した場合その他不動産特定共同事業に関し不正又は著しく
- ・ 不当な行為をした場合における登録抹消のための審査手続きが適切に定められているものであること。

(2) 指定・登録法人

法人の名称 : 公益財団法人 不動産流通近代化センター

指定・登録時期 : 平成11年12月1日

法人の連絡先 : 〒170-6065 東京都豊島区東池袋3丁目-1番-1号

指定・登録の理由 : 不動産特定共同事業法施行規則第17条第1項第3号及び認定規程第3条に基づく基準に適合しているため

法人の名称 : 財団法人 日本ビルヂング経営センター

指定・登録時期 : 平成11年12月1日

法人の連絡先 : 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目-7番-3号

指定・登録の理由 : 不動産特定共同事業法施行規則第17条第1項第3号及び認定規程第3条に基づく基準に適合しているため

(3) 指定・登録基準に係る問い合わせ、照会等

特になし